

和光市議会報告会開催要領

(目的)

この要領は、議会の運営状況や審議結果について、市民に対して説明責任を果たすと共に情報の共有を図るため、全議員出席のもと開催する議会報告会に関し必要な事項を定めるものとする。

1 報告内容について

報告内容は、主として平成 25 年度予算審査(一般会計、特別会計、水道事業会計)の概要に要点を絞ったものとし、各常任委員長をもって報告者(以下、「報告者」という。)とする。

2 主催について

和光市議会が主催となって実施するものとする。

3 開催時期及び回数について

- (1) 開催時期 平成 25 年 4 月 27 日(土曜日)
受付：午後 6 時 00 分～
開会：午後 6 時 30 分～午後 8 時 00 分(所要時間 1 時間 30 分)
- (2) 場 所 中央公民館(2 階 会議室 1)
- (3) 回 数 1 回限り

4 報告会次第等について

()内は、概ねの所要時間

- (1) 次第説明 司会者：正副議会運営委員会委員長(3分)
- (2) 開会挨拶 議長(5分) 報告会の目的、予算概要について説明
- (3) 総務環境常任委員会の審査概要の報告 報告者(20分)
- (4) 文教厚生常任委員会の審査概要の報告 報告者(20分)
- (5) 質疑応答 担当委員(40分) 状況により調整
- (6) 閉会挨拶 副議長(2分)

5 運営構成について

- (1) 受付において、来場者に次第書、報告資料、アンケート用紙を配布する。
- (2) 各常任委員会は、各款(又は費目)毎の担当者及び報告資料の作成者を決める。
- (3) 議長、副議長、議会運営委員会委員長・副委員長、報告者及び各常任副委員長以外の担当を次のとおりとする。
 - ア 受付 金井議員、吉田(武)議員、待鳥議員
 - イ 会場整理 阿部議員、駒井議員
 - ウ 録音・写真 須貝議員
 - エ 記録(メモ) 熊谷議員、赤松議員
 - オ プロジェクター操作 田上議員、猪原議員録画は、司会が兼任する。

- (4) 報告に対する質疑の回答は、各常任委員会の担当が協力して行うものとする。
数字を回答する場合は、確認を要するため即答せず、市議会 ホームページなどにより回答するものとする。
- (5) 質疑については、来場者の公平性を保つため以下のとおりとする。
 - ・質疑は、1人1回とし、要点を簡潔にまとめて1分程度で行うものとする。
 - ・挙手した全員の質疑が終わり、時間に余裕があった場合は、2回目の質疑を受けるものとする。
- (6) リハーサルについて、進行及び報告内容を確認するため実施するものとする。
日時：平成25年4月17日(水)13時～
場所：全員協議会室

6 周知方法について

周知は、経費は極力かけないものとし、以下の媒体等により行うものとする。

- ・4月1日発行「広報わこう」、市並びに議会ホームページ
- ・ポスターの市内公共施設、市内掲示板及び市内循環バス内への掲示
(ポスターは事務局が作成し、議運で確認)
- ・新座記者クラブ等への情報提供(秘書課経由)
(読売、朝日、毎日、産経、埼玉、東京、和光新聞、市民新報、NHK、FMすまいる、J-COM)
- ・ラジオ局からの情報発信(NHK-FMさいたま：局長) 空きがある場合実施

7 記録について

報告会の記録は、録音、録画及びメモ等により、意見・提言等の要点筆記を行うものとする。

8 配布資料について

参加者への配布物は、次第書、報告資料、アンケート用紙とする。

9 議員の発言について

報告会における議員発言については、委員会及び本会議場での審議経過等とし、議員個人や会派の見解は述べないものとする。

10 結果の公表について

- (1) 報告会終了後、議会運営委員会において、市民からの意見・提言及び報告者からの意見を整理し、全員協議会での協議を経て議会運営委員会で総括を行う。
- (2) 総括した内容については、「議会に対する意見・要望等」「市に対する意見・要望等」に分類し、議会だより、市議会ホームページで公表する。
- (3) 報告会の録画DVDを作成し、本議会DVDと同様に市民に貸出するものとする。
なお、来場者による録画撮影は個人情報保護等の観点から許可しないものとする。

以上